

平成29年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (再エネ等を活用した水素社会推進事業)

概要

平成29年6月
(公募説明会資料)

一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

公募要領 目次

I. 補助事業の概要

1. 補助金の目的と性格
2. 定義
3. 補助対象となる事業
4. 補助対象事業の選定
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募の方法
7. 問い合わせ先

II. 補助事業（採択以降）の留意事項

別紙 暴力団排除に関する誓約事項

公募説明会での説明

(前半) 全体概要について

(後半) 各事業について

① 地域再エネ水素ステーション
導入事業

② 水素社会実現に向けた産業車両
における燃料電池化推進事業

全体概要説明

- 本補助金は、再エネ水素ステーション又は燃料電池産業車両の導入する経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの導入拡大及び燃料電池自動車の普及促進を図り、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的としています。
- 事業の実施によりエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、二酸化炭素排出削減量について算出過程を含む根拠を明示していただきます。
また、事業完了後の一定期間は削減量の実績を報告していただきます。

○ 補助事業は、法律及び交付規程等の定めに従い適正に行っていただく必要があります。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ等を活用した水素社会推進事業）交付要綱（平成29年3月24日環水大自発第1703241号）
- ・ 再エネ等を活用した水素社会推進事業実施要領（平成29年3月24日環水大自発第1703242号）

万が一、これらの規程が守られず、協会の指示に従わない場合は、交付規程に基づき交付の決定の解除の措置をとることもあります。また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解の上で、応募いただきますようお願いいたします。

- 1 補助事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- 2 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
- 3 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請し、承認を受ける必要があります。
- 4 これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

【共同実施】

- 複数で補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が、事業の「補助事業者」に該当することが必要となります。補助事業に参画するすべての事業者うちの1者を、本補助金の応募等を行い交付の対象者となる「代表事業者」とし、他の事業者を共同事業者とします。

【代表事業者について】

- 補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。
- 本事業の応募申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

【ご注意いただきたい点】

- ・ 代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

【補助金交付の対象外】

- ・ 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としません。

【対象事業の基本的要件】

- 1 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- 2 事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- 3 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと

さらに、事業ごとに個別に対象事業の要件があります。

⇒ 詳細は、公募説明会の後半で説明

1 補助事業の選定

一般公募を行い、選定します。

応募者より提出された応募書類について、一次審査（要件等審査）及び二次審査（審査基準に基づく審査）を行い、予算の範囲内で補助事業を選定します。

応募内容に係る審査は、以下により行います。

なお、応募申請に係る審査は、原則として提出された順に行います。

(1) 一次審査(要件等の確認審査)

応募書類をもとに、補助要件を満たしていることを確認するため確認審査します。要件を満たしていない申請については、以降の審査の対象外として不採択となります。

また、応募書類の不備や、提出書類に記載された内容について明確な根拠に基き記載されていない場合、説明に必要な資料が添付されていない場合にも、以降の審査の対象外として不採択となる場合があります。

(2) 二次審査(審査基準による審査)

(1) の一次審査を通過した応募申請は、審査委員会で承認された審査基準に基づき、審査を行います。

2 補助事業の選定と応募者に対する通知

審査の結果を踏まえ、予算の範囲内において補助事業を選定し、選定された応募者に対して採択通知を行います。

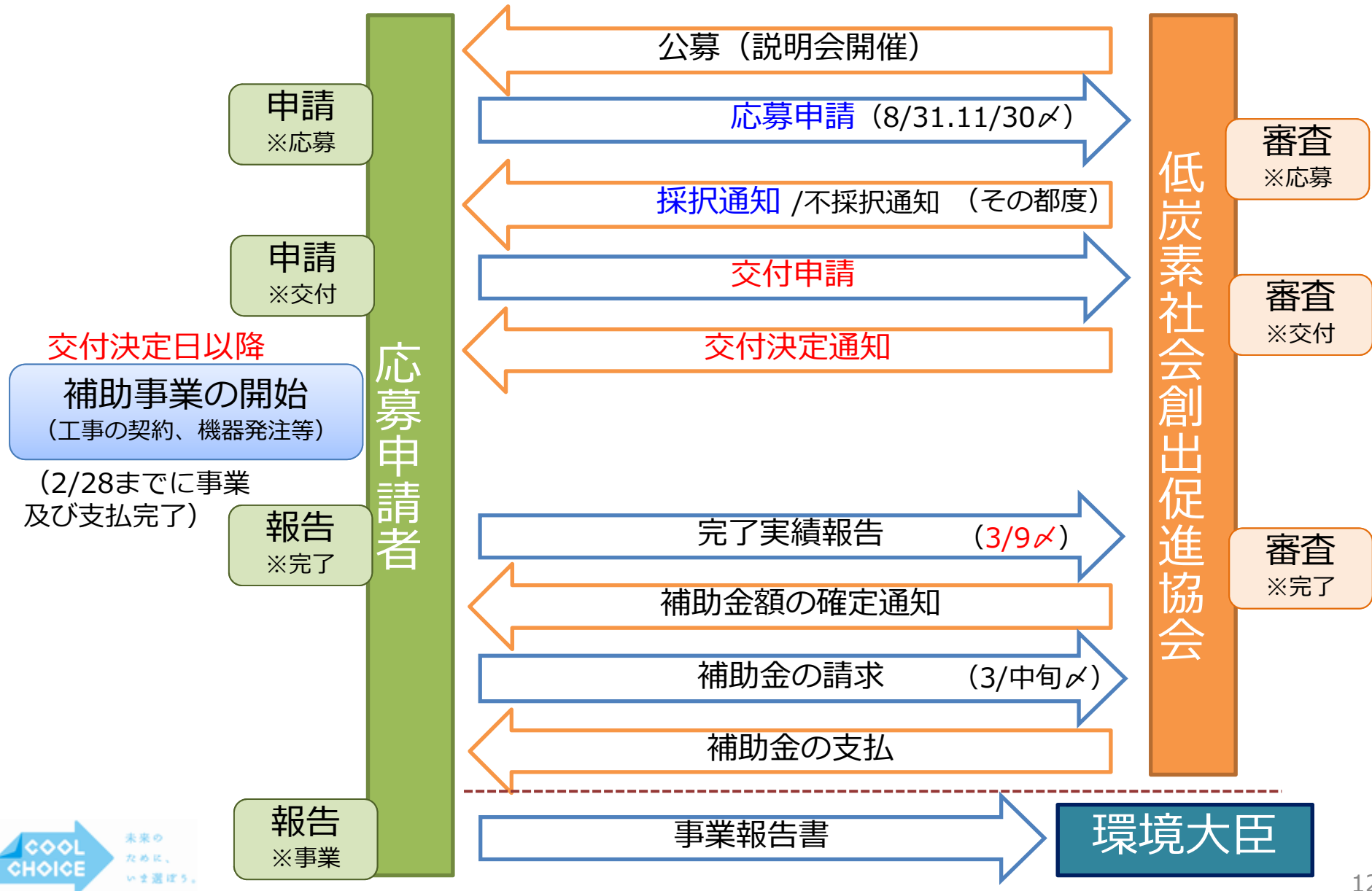
なお、採択結果については、応募者名・事業概要等を協会ホームページ等に掲載する予定です。

また、通知書に記述された採択額に「3 補助対象となる事業」2（5）に記載した補助率で割り戻した額が基準額となります。

なお、審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは応募申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。

4. 応募書類の提出後のスケジュール

応募申請・採択通知・交付決定通知から事業開始・補助金の支払まで



1 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

2 補助事業対象経費

①地域再エネ水素ステーション導入事業

事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって別表2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費となります。

②水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業

燃料電池フォークリフトを導入するために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって別表2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費となります。

3 維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

4 二酸化炭素排出削減量の把握

補助事業の完了後、二酸化炭素排出削減量の把握を行う必要があります。

5. 応募に当たっての留意事項 (つづき)

5 事業報告書の作成及び提出

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了した日からその年度末までの期間及びその後の3年間の期間について、毎年度末において再エネ等を活用した水素社会推進事業に係る二酸化炭素排出削減効果等について事業報告書を環境大臣に提出していただきます。
- (2) 地域再エネ水素ステーション導入事業者は、補助事業の完了後、以下の報告書の提出を行う必要があります。

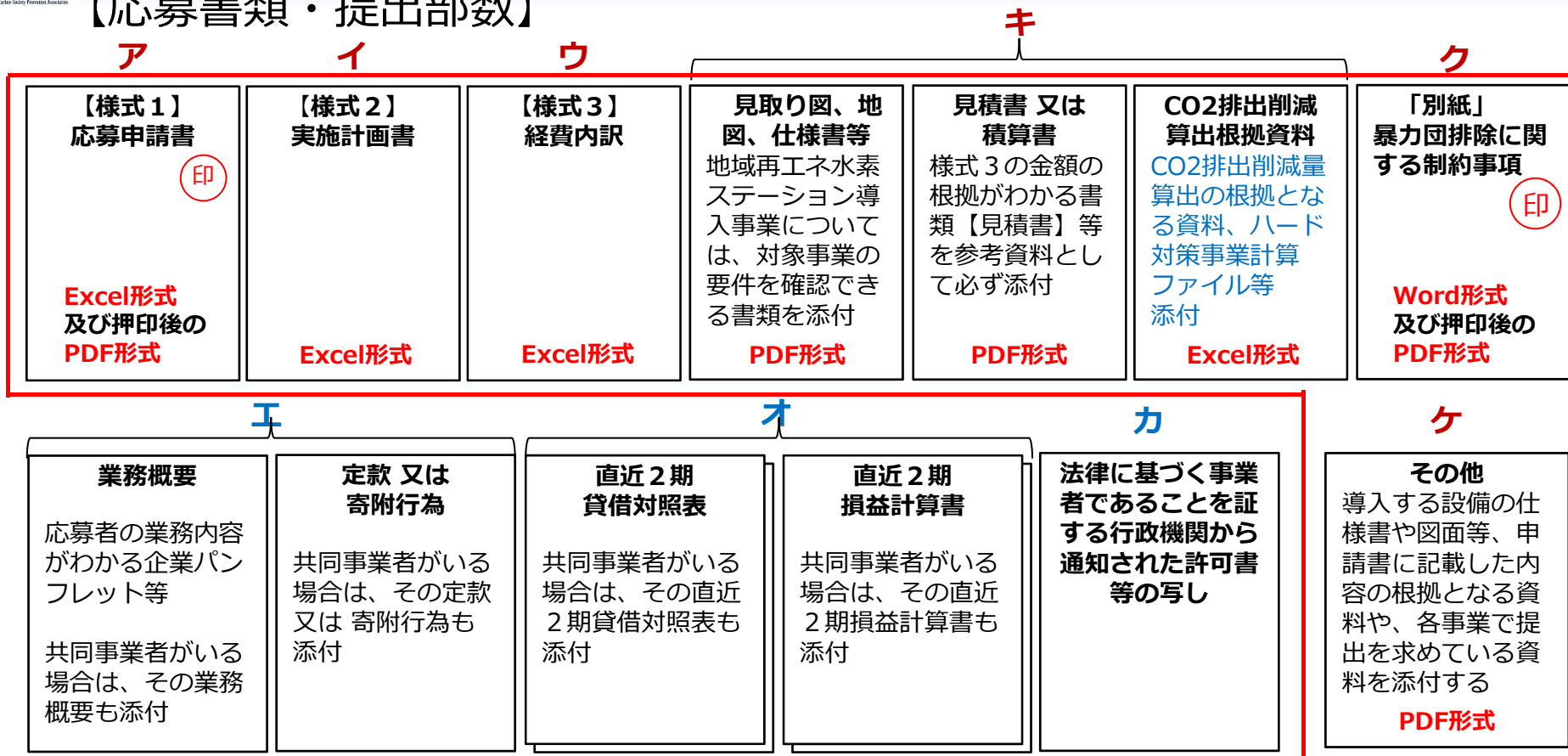
ア 補助事業が完了した日から**その年度末までの期間及びその後の3年間の期間**について、**毎年度末において燃料電池自動車の普及目標及び導入実績台数、それに対する現状評価に関する事業報告書**を環境大臣に提出していただきます。

イ 地域再エネ水素ステーション導入事業に係る補助金交付を受けた事業者のうち、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条、又は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条において認定を受けている設備において、**バイオマス**を燃焼することで発電した電力により、**水素製造に要する電力の全量相当を賄うとした間接補助事業者**に対して、**補助金の交付を受けた年度から減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過する年度までの期間、毎年度末においてバイオマス発電状況等に係る報告書**を環境大臣に提出していただきます。

- (3) 前記ア及びイの報告をした場合、その証拠となる書類を**当該報告に係る年度の終了後3年間保存**していただきます。

6. 応募の方法

【応募書類・提出部数】



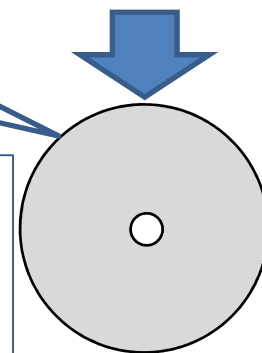
注 地方公共団体が申請する場合、書類オは申請年度の予算書を添付すること。

ア～ウ、
キ～ケ

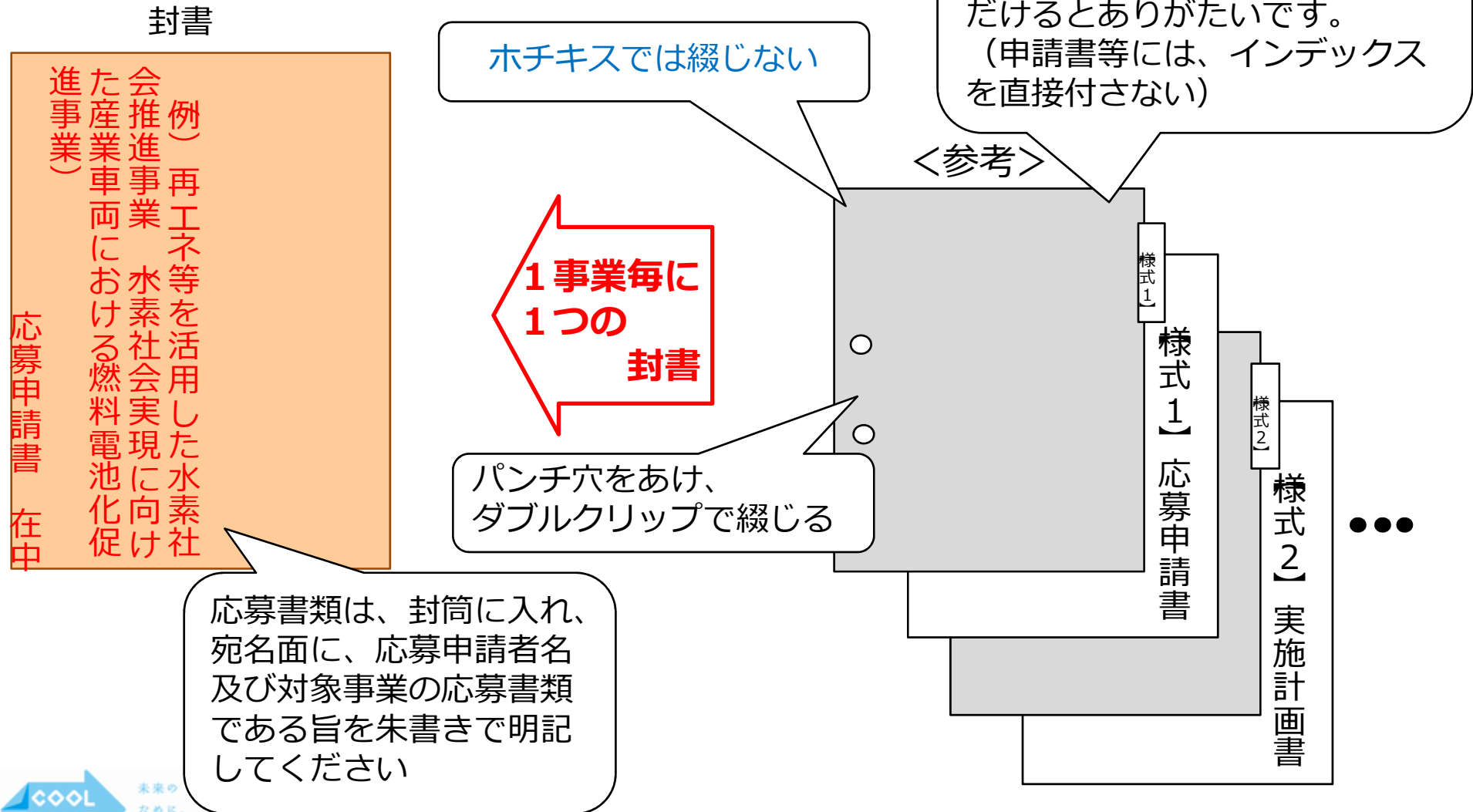
紙書類を**3部**提出
 正本 1部
 副本 2部 (北°-可)

事業名、応募申請者名を記入

ア～ウ、キ～ケの書類の電子データを保
 存したCD-R/DVD-Rを1部提出
 【電子データ保存時の注意】
 ※記述したファイル形式で保存のこと



【提出方法】 持参又は郵送



【提出期間・提出先】

- ・ **地域再エネ水素ステーション導入事業**

平成29年 8月31日（木） 17時 必着

- ・ **水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業**

平成29年11月30日（木） 17時 必着

一般社団法人低炭素社会創出促進協会まで

なお、上記期間にかかわらず、補助金予算の上限額まで達することが判明した場合は、それ以降の公募受付を終了させていただくことがあります。

＜ご注意＞

受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

電子メールにて、問い合わせ願います。

メール件名に、法人名及び事業名を必ず記入して下さい。

<記入例>

【株式会社〇〇〇】再エネ等を活用した水素社会推進事業（地域再エネ水素ステーション導入事業）について問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人低炭素社会創出促進協会 国内事業部

メールアドレス：suiso29@lcspa.jp

<問い合わせ期間>

水素ステーション 平成29年 8月31日（木）まで
燃料電池フォークリフト 平成29年11月30日（木）まで

8. 補助事業（採択以降）の留意事項等について

【事業の開始】

採択通知後、改めて交付申請書をご提出いただき、審査のうえ協会から交付決定の通知を行います。補助事業者は、交付決定後（交付決定日以降）、事業開始となります。

交付決定日以前に契約（発注及び請書）等を行った経費は、補助対象とはなりません。

【経理書類の保管】 [交付規程 第8条 第八号]

補助事業の経費については、経理帳簿及び証拠書類を他の経理と明確に区分して整理。補助事業の完了の日の属する年度終了後、5年間保存。

【完了実績報告書（様式第11）の提出】 [交付規程 第11条]

補助事業を完了後30日以内、又は当該年度**3月9日**のいずれか早い日までに**完了実績報告書**を提出。

【利益等排除】

補助対象経費の中に、**自社製品の調達（工事費を含む）**がある場合、補助事業者の**利益等相当額を排除**。

【取得財産の管理】 [交付規程 第8条 第十二号、第十三号]

補助事業により取得、又は効用が増加した価格が単価50万円以上の財産について、**取得財産等管理台帳を備え**、補助事業により取得した旨を明示。それらの財産について、**法定耐用年数中、処分制限あり**。期間内に、**処分**（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は、**事前に協会に申請・承認が必要**。

8. 補助事業（採択以降）の留意事項 等について（つづき）

【圧縮記帳】

補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）の規定（法人税法 第42条）の適用を受けることができる。

なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。

【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程 第4条 第2項]

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

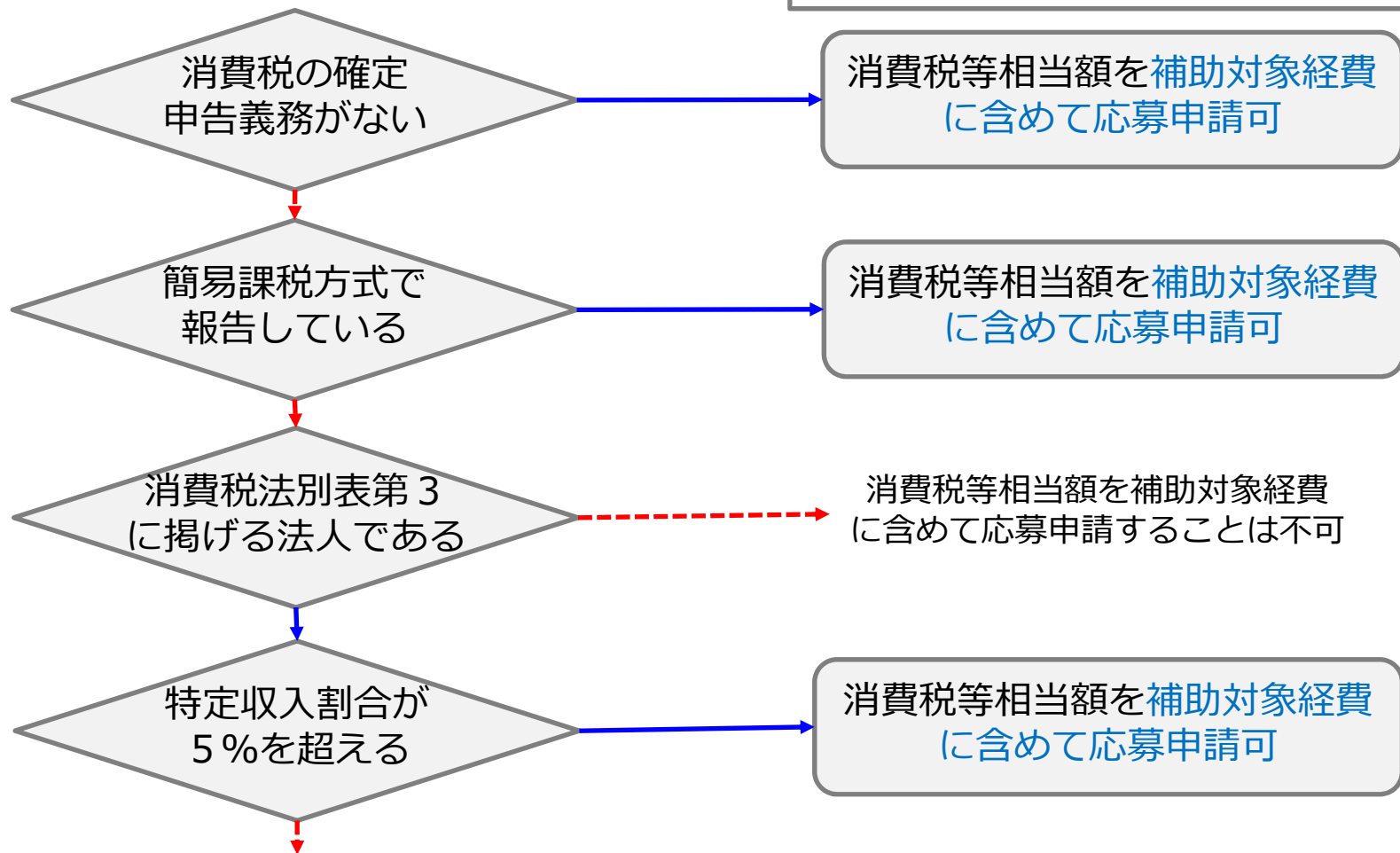
ただし、補助対象経費に含めて応募申請できる場合もあります。

(公募説明会資料pp.20～21参照)

＜参考＞ 消費税及び地方消費税相当額について

【地方公共団体以外】 費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい - - - → いいえ

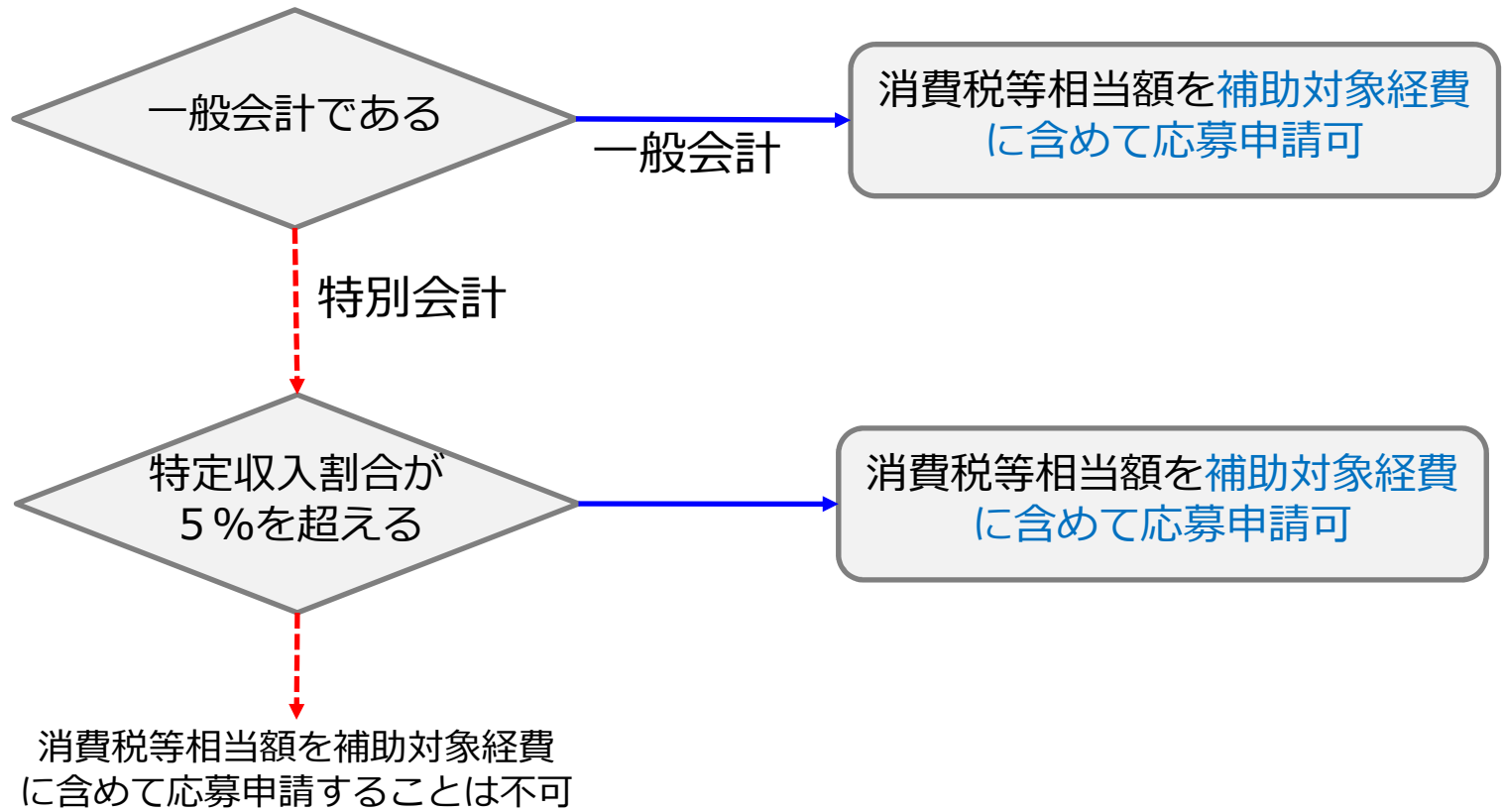


消費税等相当額を補助対象経費
に含めて応募申請することは不可
いま選ぼう。

<参考> 消費税及び地方消費税相当額について

【地方公共団体】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい - - - → いいえ



【補足】 [交付規程 第8条 第十号]

消費税等相当額を補助対象経費に含めて交付の申請がなされたものについては、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還が発生した場合は、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

9. 暴力団排除に関する誓約事項

応募申請時以下の書類を提出し、暴力団排除に関する誓約事項に誓約いただく必要があります。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間内及び完了後においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に容認されるべき関係を有している。

以上

平成 年 月 日

申請者氏名 印

共同申請者氏名 印

25

補助対象事業説明

- 1 「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるものであって、次のいずれかに該当するもののことをいう。
 - (1) 自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車
 - (2) 特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取付けている小型特殊自動車又は原動機付自転車
 - (3) 構内で使用する産業車両

- 2 「再エネ」又は「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用できることが認められるものをいう。

- 3 「水素ステーション」とは、燃料電池自動車に水素を供給する設備をいう。
- 4 「再エネ水素ステーション」とは、**水又はバイオマスを用いて製造され水素を供給し、**かつ当該水素が製造される際に要する電力の全量相当分が再生可能エネルギーで賄われている水素ステーションをいう。
- 5 「燃料電池産業車両」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフト（以下、「燃料電池フォークリフト」という）をいう。

対象事業公募要領

① 地域再エネ水素ステーション導入事業

1 事業の目的

再生可能エネルギーの導入拡大及び燃料電池自動車の普及促進を図り、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的とします。

2 対象事業の要件

本事業は、再エネ水素ステーションを導入する事業（水素ステーション一式及びその設置費用）を交付の対象とし、水素ステーションの新設のほか、既設の設備を移設、増設、改造する場合にも交付の対象とします。

ただし、ソーラーパネルや風力発電等の再生可能エネルギーシステムを既に保有し、かつ、電力として活用可能な場合には、再生可能エネルギーシステムを交付の対象としません。



2 対象事業の要件

補助事業は原則、以下の要件を全て満たすものであることとします。

- (1) 製造した水素をその場で燃料電池自動車に供給するものであること。
- (2) 実施要領第3(1)アに該当する自動車への水素の充填については、圧縮水素充填技術基準JPEC-S0003 (SAE-J2601) に準拠していること。ただし、当該基準に準拠していない場合には、水素ステーションの供給者、設置者及び運営者並びに自動車会社の間で協議して合意が得られていること。
- (3) 導入箇所については、近隣に商用水素ステーションがあること、商用の水素ステーションの建設計画若しくは構想があること又は当該地区において水素エネルギー活用のビジョンがあること等、再エネ水素ステーションを導入することで燃料電池自動車の普及に相当程度資する可能性がある地域であること。
- (4) 燃料電池自動車を複数台導入し、そのカーシェアリング、貸出等を行う計画を立てることにより、当該自動車を活用することで、近隣の企業、団体、住民等の燃料電池自動車に対する認知度向上を図ること。

3 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、地方公共団体、民間団体及びその他法人とします。

なお、民間団体及びその他法人とは次に掲げるものとします。

- (1) 民間企業（リース事業者含む）
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人、公益財団法人
- (4) 法律により直接設立された法人
- (5) その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

4 補助金交付の対象外

他の法令及び国の予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としません。

5 補助率及び補助上限額

原則として補助対象経費（詳細は「別表第1」参照）に次の補助率を乗じた金額を補助します。

- (1) 水素製造能力が1日あたり30立方メートル未満の再エネ水素ステーション
補助率：3 / 4
補助上限額：1.2 億円
- (2) 水素製造能力が1日あたり30立方メートル以上100立方メートル未満の再エネ水素ステーション
補助率：3 / 4
補助上限額：2 億円
- (3) 水素製造能力が1日あたり100立方メートル以上である再エネ水素ステーション
補助率：1 / 2
補助上限額：2.5 億円

6 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として交付決定の日から平成30年2月28日までとし、この期間内に完了できる事業とします。

対象事業公募要領

② 水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業

1 事業の目的

再生可能エネルギーの導入拡大及び燃料電池自動車の普及促進を図り、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的とします。

2 対象事業の要件

本事業は、燃料電池フォークリフトの導入を対象とします。



3 補助事業者

補助金の応募を申請できる者は、地方公共団体、民間団体及びその他法人とします。

なお、民間団体及びその他法人とは次に掲げるものとします。

- (1) 民間企業（リース・レンタル事業者含む）
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人、公益財団法人
- (4) 法律により直接設立された法人
- (5) その他環境大臣の承諾を得て協会が認める者

4 補助金交付の対象外

他の法令及び国の予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としません。

5 補助率及び補助上限額

原則として補助対象経費（詳細は「別表第1」参照）の次の補助率を乗じた金額を補助します。

燃料電池フォークリフトの導入

補助率：1 / 2

（一般的なエンジン車と燃料電池車との差額に対して）

補助上限額：5百万円/台

6 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として交付決定の日から平成30年2月28日までとし、この期間内に完了できる事業とします。

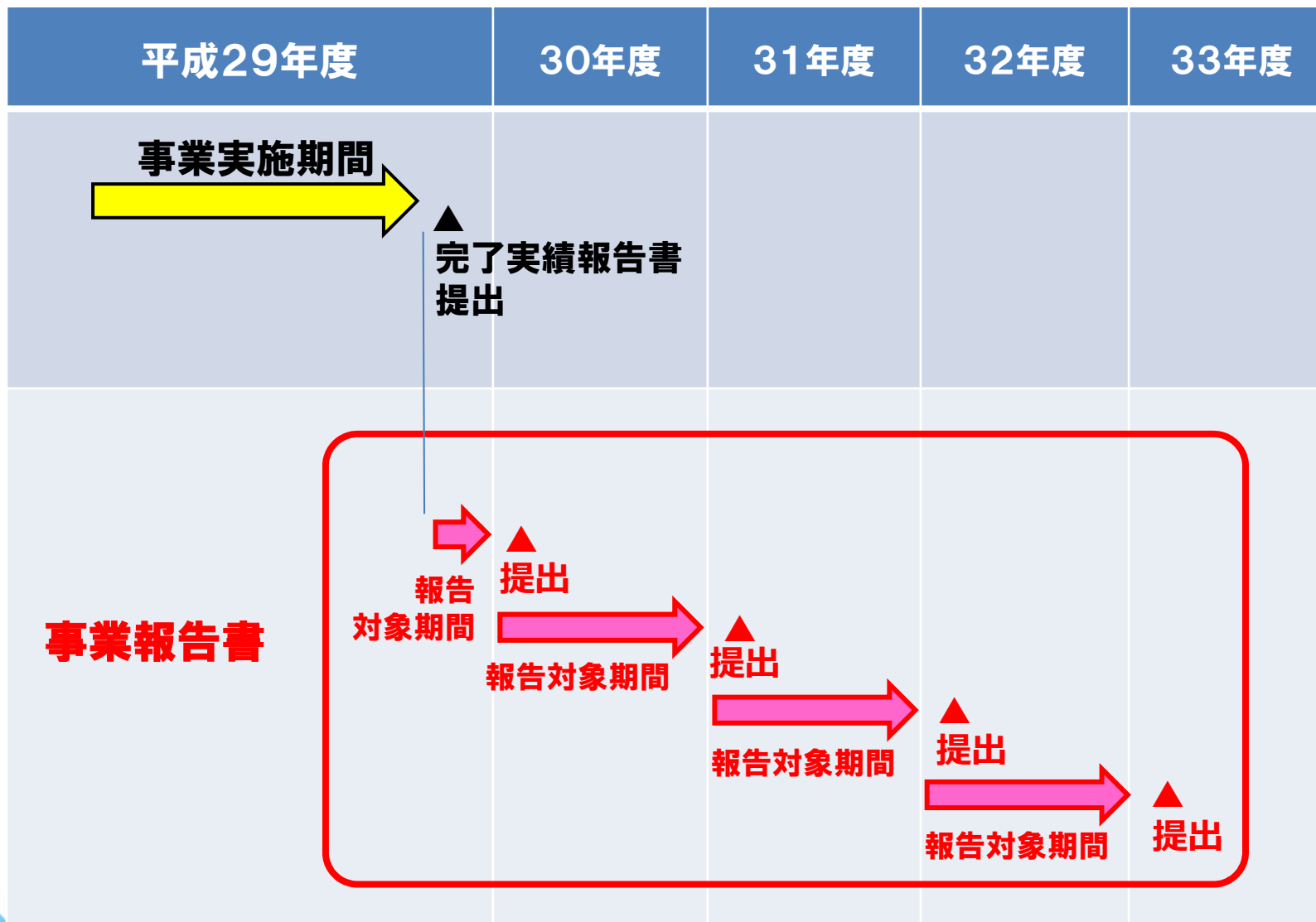
①地域再エネ水素ステーション導入事業の審査項目

- 1 導入箇所及び地域における燃料電池自動車の普及の可能性
- 2 燃料電池自動車の活用方法
- 3 地域における普及拡大のビジョン
- 4 二酸化炭素排出抑制効果
- 5 事業の実施体制
- 6 設備の維持管理体制
- 7 資金計画

②水素社会実現に向けた産業車両における燃料電池化促進事業の審査項目

- 1 事業の効果（二酸化炭素削減効果、二酸化炭素削減コスト等）
- 2 事業の新規性・先端性
- 3 事業の実現性・継続性
- 4 事業の普及・展開
- 5 事業の実施体制
- 6 資金計画
- 7 運用するための設備確保の確実性
- 8 設備の保守計画

<提出スケジュール>



- 2017年6月13日
 - P9：「低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること」の削除
理由：H29年度公募要領に該当する記述がないため
- 2017年6月20日
 - P13：「交付決定の取消」を「交付決定の解除」に修正
理由：公募要領の記述に統一のため
- 2017年6月30日
 - P15：「電子データ保存時の注意」及び各提出書類上に形式指定記述を追記
理由：提出する電子データファイル形式を指定するため